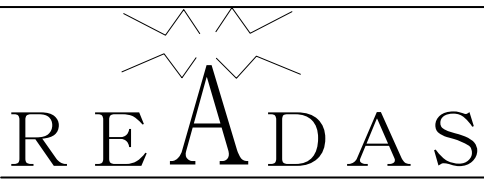


第 5429 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月16日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続をするかしないか

Q：先日、父が亡くなり相続の問題が発生していますが、相続人の私は当然、相続をしなければならぬのでしょうか？

A：単純承認、相続放棄、限定承認という選択肢があります。

【解説】

相続人は、亡くなった被相続人のすべての財産を引継ぎのが原則ですが、マイナスの財産が多いような場合、相続人がこれを引き継ぎますと不利益を蒙ってしまうことから、財産を単純に引き継ぐ「単純承認」のほかに、「相続放棄」「限定承認」を認めています。

ただし、相続放棄又は限定承認をする場合には、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述書を提出しなければなりません。

① 相続放棄

相続放棄とは、相続人が相続そのものを放棄することで、放棄をしますと、その相続人は最初から相続人にならなかったものとみなされます。被相続人の財産が、資産より債務の方が多い場合などに選択されます。相続放棄をしますと、負債の弁済は不要ですが、不動産や現預金なども受け取ることができません。

② 限定承認

限定承認とは、相続財産の範囲で債務を承継する方法で、一般的に相続財産がプラスなのかマイナスなのかがはっきりしないときに選択されます。

